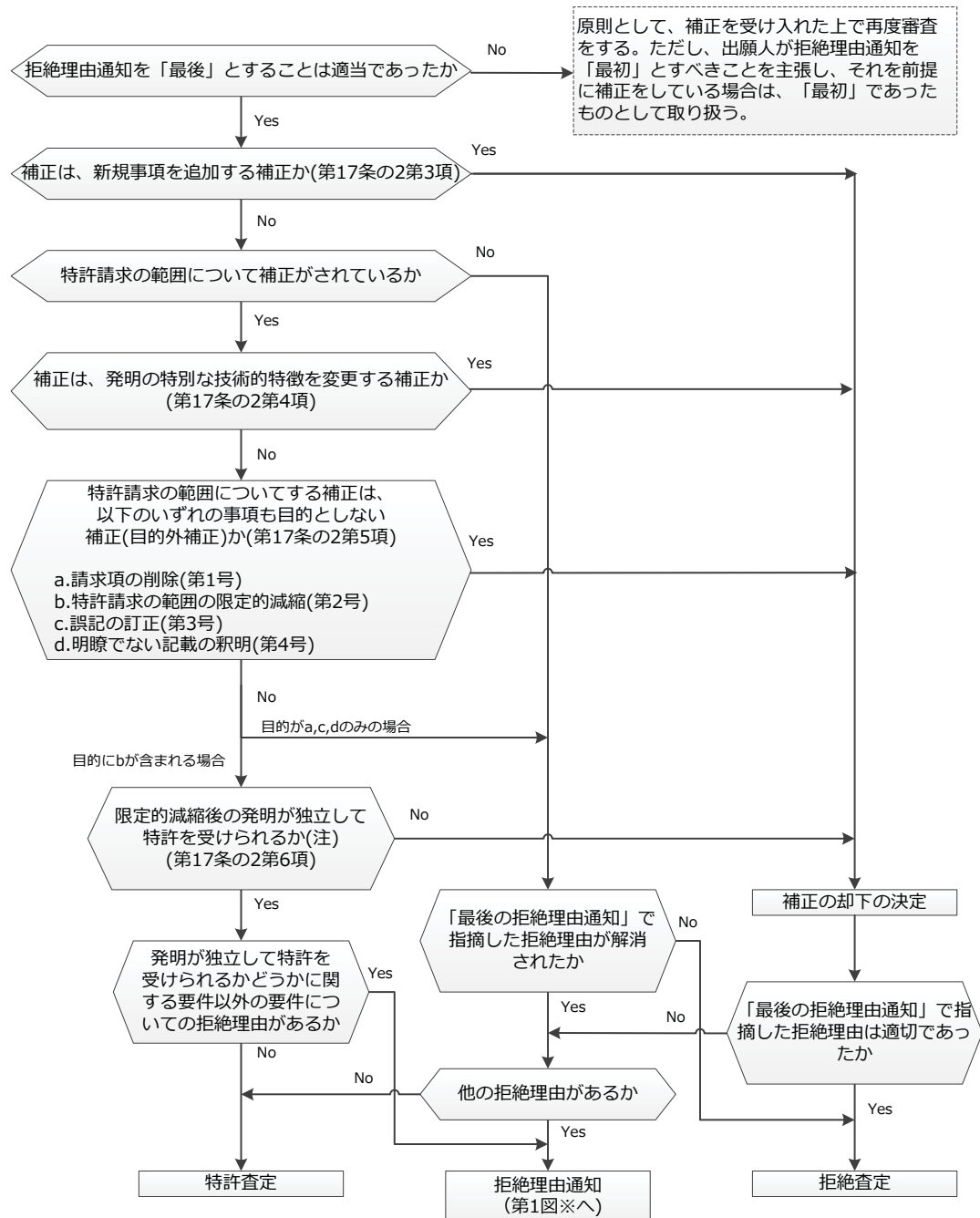


第2図 「最後の拒絶理由通知」に対する応答として
補正がなされた場合の審査の流れ



(注)補正後の発明が独立して特許を受けられるかどうかの判断は、次の要件に基づいて判断する。
第29条、第29条の2、第32条、第36条第4項第1号及び第6項第1号から第3号、第39条第1項から第4項